

このような制度があるのをご存知ですか？

精神障害者

保健福祉手帳

**税金の減免や控除、福祉サービスなどの
対象となる場合があります。**

精神障害により長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方が
対象となります。(初診から6ヶ月以上経過していることが必要です。)

精神疾患の状態とそれに伴う能力障害の両面から総合的に1～3級に
判断されると、保健福祉手帳が交付されます。

申請には、申請書・写真1枚(縦4cm×横3cm)のほか、手帳用診断書
または年金証書などの写し等が必要となります。

手帳の有効期限は、2年です。

**申請窓口は、
お住まいの市町村です。
詳しくはお問い合わせ下さい。**

有効期限の3ヶ月前から
更新手続きの受付をしてお
いますので、早めの手続きを
お願いします。

